

質問回答

「バングラデシュ国水産開発アドバイザー業務」

(公示日:2020年3月25日/公示番号:19a01278)について、質問の回答は以下のとおりです。

通 番 号	当該頁項目	質問	回答
1	P19 第4業務実施上の条件 2. 業務量の目途と業務従事者の構成(案) (2)業務従事者の構成(案) P10 別紙プロポーザル評価配点表	「専門家チームの組み合わせについては提案すること」と記載があります。 本業務は、評価対象として「業務主任者/水産加工技術指導」及び「小規模養殖技術指導」の2つの分野が設定されておりますが、分野を組み替え、「業務主任者/小規模養殖技術指導」としての提案は可能でしょうか。また、組み替えた場合、「プロポーザル評価配点表」上で、当初業務主任者に設定されていた専門分野と同様に、業務従事者予定者の経験・能力の(27点)で変わらず評価されるのでしょうか。	分野を組み替え、「業務主任者/小規模養殖技術指導」としての提案も可能です。但し、コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2019.4) I.(2)4「要員計画」の通り、その考え方を具体的に記述の上、そのメリット及びコストについて説明してください。また、評価については、組み替えた場合でも、プロポーザル評価配点表の通り「業務主任者/水産加工技術指導(27点)」、「小規模養殖技術指導(13点)」として行いますので、得失を十分ご検討の上でご提案願います。
2	P17の7. 報告書等	業務計画書の提出時期は「第一回派遣期間から2週間後」となっておりますが、この理解でよろしいでしょうか。	業務計画書は報告書等から削除します。業務計画書は、「業務実施契約約款」第2条のとおり、契約締結後、10営業日以内に提出下さい。
3	17頁、「6. 業務の内容」(前ページからの続き)	水産加工分野の実証試験(活動1-6)は第三回現地派遣期間に開始されるが、小規模養殖分野の実証試験(活動2-6)は第七回現地派遣期間に開始されると指示されています。小規模養殖分野の実証試験の開始時期は、指示通り第	小規模養殖分野の実証試験の開始時期についても、水産加工分野と同じく第三回現地派遣期間に開始していただくことを想定しております。 つきましては、

		七回現地派遣期間なのか、水産加工分野と同じ第三回現地派遣期間なのか、どちらでしょうか。	「(1) 第三回現地派遣期間: 2020年10月 1) 活動1-5、1-6、2-5、3-1、3-2を実施する。」 を、 「(1) 第三回現地派遣期間: 2020年10月 1) 活動1-5、1-6、2-5、2-6、3-1、3-2を実施する。」 に、 「(1) 第四回現地派遣期間: 2020年10月 2) 活動1-5、1-6、2-5を実施する。」 を、 「(1) 第四回現地派遣期間: 2020年10月 活動1-5、1-6、2-5、2-6を実施する。」 に、 変更します。
4	P11 「2.案件の概要(3)対象地域」 P12 「2.案件の概要(7)活動の概要」 P15 「5.実施方針及び留意事項(4)実証試験の位置づけ」	対象地域はコックスバザール県内の、テクナフ、ウキア、コックスバザール市であり、それら地域での実証試験の実施が計画されています。対象コミュニティ(サイト)の数、また各市郡間の配分の目安などございましたらご教示願います。	特に小規模漁業者が多いテクナフ、ウキアを優先する想定ですが、対象コミュニティ(サイト)の数、各都市群間の配分の目安について現時点での設定はありません。第一回現地業務における調査にて C/P 機関・事務所と協議の上、可能な活動の規模を設定いただく必要がありますが、実証試験については2か所程度の実施が現実的と想定しています。
5	P12,13 「2.案件の概要(7)活動の概要」	活動 1-8 と 2-7 で「得られた知見についてラップアップセミナーを開催し、ステークホルダーと共有する」とありますが、開催場所の想定はありますか(コックスバザール、ダッカ、あ	現地のステークホルダーに技術とプロセスを共有するためのコックスバザールでのセミナーと、中央政府や関係機関の中核組織を対象としたダッカでの業務報告会の2回を想定

		るいはその両方で2回実施するなど)。	しています。ただし、開催に際しては現地の治安状況等を考慮し、C/P 機関、事務所と協議をしつつ開催地を決定していただく必要があります。
6	P12 「2.案件の概要(7)活動の概要」 P16 「5.実施方針及び留意事項(6)現地リソースの利用」	ホストコミュニティ、民間セクターや C/P 機関を対象とした研修や、現地 NGO 等の現地リソースを活用した実証試験の計画作り及びその実施を行う予定になっています。これら活動の参加者に対して日当、宿泊費(必要であれば)、交通費などの支払いが必要になるかと思われませんが、その経費を見積りに計上する必要がありますでしょうか。	C/P 機関職員の日当、宿泊費、交通費等については基本的にはバングラデシュ政府側の負担とすることを想定しています。現地 NGO 等の活用については、現地備人としての雇用、再委託等により対応する予定であるため、こちらの経費は見積りに計上していただく必要があります。
7	P14 「5.実施方針及び留意事項(1)業務実施方法 2)専門家チーム派遣」	「複数の短期専門家を組合せたチーム派遣の形態」と記載されていますが、ここでいう短期専門家とは、「P19(1)業務量の目途」で示されている業務量内で「(2)業務従事者の構成(案)」以外の分野、従事者を提案するということでしょうか。それともこの3分野の専門家のことを指しているのでしょうか。	業務従事者の構成(案)で提示されている3分野(業務主任者/水産加工技術指導、小規模養殖技術指導/水産物バリューチェーン)の専門家のことを指しています。
8	P14 「5.実施方針及び留意事項(3)安全対策」	安全管理上許可されている、コックスバザール県への渡航 1 回あたりの滞在日数は何日程度でしょうか。例えば第一回現地派遣は 20 日間の業務ですが、移動日やダッカでの安全ブリーフィング日以外の 16 日間(週末を挟んで)コックスバザール県に滞在することは可能でしょうか。	コックスバザール県での滞在日数は治安上の観点から、必要最小限の期間でお願いしています。基本的な業務はダッカで行い、一度の業務渡航で 2 名×各 1 回のコックスバザール滞在を想定しています。派遣時期の治安状況に応じて可能な滞在日数は変化します。なお、他の案件では事前の安全確認、必要な安全対策措置のうえ、1 週間程度の地方(チッタゴン)滞在をした例もございます。

			す。
9	P17 「7.報告書等(1)報告書等」	業務計画書とワークプランの提出時期は、第1回派遣期間から2週間及び1か月後とありますが、業務計画書(和文)は第1回派遣前に担当部に提出し、それを基にしたドラフトワークプラン(英文)を任国到着後に相手側機関に提出、協議したうえで最終化すべきと考えておりますが、提出期限変更の協議は可能でしょうか。	業務計画書は、契約締結後、10営業日以内に提出下さい。ワークプラン(英文)は、相手側機関と協議したうえで最終化したものを第1回派遣開始から1か月後までに提出ください。
10	P19 「3.相手国の便宜供与」	「a) C/P の配置」とありますが、C/P の出張旅費、交通費は C/P 機関が提供できるという想定でよろしいでしょうか。あるいはプロジェクト側が提供するという想定で必要予算を計上する必要がありますでしょうか。	C/P の出張旅費、交通費は基本的にバングラデシュ政府側の負担を想定していますので、予算を計上していただく必要はありません。
11	P19 「5.現地での実施体制(1)カウンターパート」	水産畜産省水産局から任命される C/P の数について、少なくとも、水産加工、小規模養殖、水産バリューチェーンの各分野に1~2名のC/Pが必要と見込んでおります。C/P配置に関して、予定人数の情報がございましたらご教示いただけないでしょうか。人数に加えて、英語理解力についての情報もあればご教示願います。	各分野へのC/Pの配置人数についてはフルタイムでの配置等の期待は難しく、また、実施期間中にC/Pの配置や人数に変更が生じる可能性も高くあるため、同分野での知見を有するNGO等の現地リソースの活用を優先的に行いつつ柔軟な体制で現地業務に取り組んでいただく必要があります。C/Pが配置される場合、ほとんどのバングラデシュ政府職員は英語での業務遂行に問題ない英語力を有するため、英語理解力は業務遂行に差支えない程度であると想定しています。
12	P20 「6.業務用資機材」	「基本的に先方政府の提供する事務機器を使用する」とありますが、先方政府が提供できない事務機器は、現時点でわかりますでし	先方政府が提供できる事務機器については未定かつ、総括/コミュニティ開発(JICA 直営専門家)が複写機あるいは大型プリンター

		<p>ようか。 例えば、複写機あるいは大型プリンターは使用可能でしょうか。あるいは先方政府が提供できない場合、総括／コミュニティ開発（JICA 直営専門家）が調達する（予定であれば）機材を使用させて頂くことは可能でしょうか。</p>	<p>を調達する予定はありませんが、業務に必要な印刷物に関しては、先方政府の事務機器が使えない場合、現地の印刷会社を利用させていただくことを想定しています。</p>
--	--	--	--

以上